

会議名称		平成28年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成28年11月8日(火) 14時00分から16時15分まで
場所		杉並区役所 第4会議室(中棟6階)
出席者	委員	茶谷会長、井上委員、小林委員、斎藤委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、井原委員、上野委員、川野委員、富田委員、中村委員、松浦委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員、渡邊委員
	実施機関	出保障害者施策課長、諸角高井戸事務所担当課長、佐野総務部副参事、人見課税課長、清水高齢者在宅支援課長、藤山児童青少年課長、大澤子育て支援課長、末木国保年金課長、小峰区民課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		1名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成28年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会 報告事項 ・資料4 住民基本台帳ネットワークシステム運用監視部会 報告事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成28年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第18号	障害者福祉総合システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第19号	障害児通所支援制度システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第20号	心身障害者手帳システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第13号	寄附に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第21号	寄附に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第22号	寄附に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第23号	寄附に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第24号	寄附に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第25号	寄附管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、平成 28 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、本日都合により欠席される委員について、事務局からお知らせ願います。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日欠席される旨の御連絡があった委員は、石川委員、大澤委員、柴田委員の 3 名です。</p>
会長	<p>なお、新保委員から、国の会議がこの後予定されているのですが、場所が少し遠くに変更されたため、4 時頃には退席させていただきたいと申出がありましたのでお含みいただきたいと存じます。</p> <p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方は、次第としてお配りしてあるように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思います。よろしく願います。</p> <p>初めは、事前にお配りしてあります資料 1「平成 28 年度第 2 回会議録」についてですが、事務局から修正等がありますか。</p>
情報政策課長	<p>特段ありません。後ほどお名前が入っていないものをお配りします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から前回の会議録について、訂正の箇所はありますか。ないようです。それでは、平成 28 年度第 2 回会議録については、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>お聞きのとおり、今日は、大変議題が多いので、議事進行について御協力をよろしく願います。</p> <p>なお、諮問第 36 号、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検は再実施です。諮問第 37 号、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検についても再実施です。これらについて、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 に基づき設置する部会で第三者点検を行い、その内容について次回の平成 28 年度第 4 回審議会において答申させていただきます。</p> <p>それでは、報告・諮問事項から審議に入ります。初めに、諮問第 18 号から諮問第 20 号までについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 18 号～第 20 号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、例によりまして、審議会の意見を明確にするために、御質問と御意見は分けて御発言を頂くよう御協力をお願いいたします。まず、御質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
委員	<p>質問をさせていただきます。パッケージソフトの導入ということですが、諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号、それぞれのシステムで、同様のパッケージを扱うということよろしいですか。</p>
障害者施策課長	<p>新しいパッケージのシステムを一括して、その中に導入する予定です。</p>
会長	<p>それは共通のパッケージという意味ですね。</p>

障害者施策課長	そうです。
委員	個人情報とは少し関係ないかもしれませんが、大体どれくらいの初期費用と運用コストがかかるのか、教えていただけますか。
障害者施策課長	導入経費ですが、構築費用はマイナンバーの部分の改修も含めて、おおよそ3,500万円余です。維持経費については、1年間当たり870万円余ということで見積っています。
委員	ありがとうございます。今回、スケジュールのところで気になったことがあります。データ移行の検証と他システム連携テストが、今月から始まると書かれていますが、この答申が終わったら、すぐにそういった作業が始まるということですか。
障害者施策課長	今、パッケージの構築作業をしているところで、若干、遅れている部分がありますが、今後、1月ぐらいからテストランを始めたと思っています。
委員	そうすると、既に基本設計や、開発と言われている作業が終了しているということですか。
障害者施策課長	ほぼ、そういうところですよ。
委員	そうすると、少し疑問があるのですが、例えば今回、この諮問がありまして、答申で何か問題があると判断が下って、この諮問に対してOKという答申が出なかったとします。そうすると、今まで開発していた部分とか、そういったところの費用が無駄になってしまうのではないかと思うのです。そういう意味では、導入する際、システムの改修をする、いわゆる基本設計や詳細設計が始まるかどうかぐらいの段階で、諮問を審議会にするというのが手順ではないのかと思うのですが、いかがですか。
情報政策課長	手順としては、案件の具体化をする段階ですので、また、個人情報を扱う前にということで諮問をお願いしております。今回も多分、テストデータによるテストということで、実際に本稼働は4月以降となっております。案件が具体的になって契約が終わってシステム等も固まった段階、また、個人情報を扱う前にということで、この時期になったかと考えております。
委員	実際に扱う前にというお話ですが、そもそも個人情報を扱うシステムを導入するというので、その設計の仕方がいいのか、どうなのかというところで、きっと私たちは個人情報保護の観点から見なければいけないわけです。今回、これが諮問に対して、審議会の中でNGという話になったら、今まで開発して様々行ってきた作業が無駄になってしまいますが、いかがですか。
情報政策課長	万が一の場合は、そういうこともあり得るかということですよ。
委員	その万が一の場合はというところで、万が一があるかもしれないというのは、やはり手順自体が間違っていると、私は指摘したいと思います。意見のときに改めて言いますが、このスケジュール化についての疑問は残ります。 別の話題で、他のシステムとの連携について質問します。これはどのようなシステムと連携をするのか、どういった形でセキュリティは保たれるのかを確認させてください。
障害者施策課長	他のシステムというのを明確に書いていなかったのですが、私どもの障害福祉の2つのシステムと手帳のシステムということで、今回新たにそれは連携で

	<p>きるということです。それ以外のものと連携することは考えておりません。</p>
委員	<p>その連携というのは、データのやり取りが発生するということですよね。それは庁舎内の手帳のシステムということで、外部ではないということですね。</p>
障害者施策課長	<p>外部ではありません。</p>
委員	<p>新規のシステムを構築するということで、データ数も19,000人、1,200人、あとは18,500人と、結構なボリュームになると思うのですが、この移行というのは、システム稼働のときにデータ移行の検証等でも書かれているので、全部一気に新たなデータを作って、それをドンと入れていくというやり方になるのですか。</p>
障害者施策課長	<p>4月1日に稼働しますので、全てのデータがここのところで稼働していくと考えております。</p>
委員	<p>私もシステム開発の経験者で、データ移行というのはすごく大変な作業だというのは身をもって感じているところですので、データの欠損とか、あとはデータの入替えが起こるようなことが発生しないかというのはすごく不安ですが、その辺はどのように担保されているのですか。</p>
障害者施策課長	<p>データを1つ間違えてしまうと、障害のある方に大変な不利益が生じることがありますので、そういうことがないように、事業者が常駐していきますので、その者と日々必要なところで連携を図りながら、そういうバグがないようにということで考えていきたいと考えております。</p>
委員	<p>実際にデータ移行の検証、移行テストが行われる際に、よくあるのが、実際の生データをテストに使ってしまって、個人情報を見なくてもいい開発者やテスト担当者がそれを見てしまうという危険性もあるわけですが、そういったデータ移行の際に、実際の生データではなくて、しっかりと移行用のデータ、検証用のデータ、テスト用のデータを使うという形は取られているのですか。</p>
障害者施策課長	<p>テストの際は生のデータというか、今まで使っているデータをそのまま移行して仮に使っていきませんが、その中で検証した上で、それを1回破棄して、最後に正しいものを全部移行していくというイメージを取っております。</p>
委員	<p>そのテストの際に、実際のデータを使うというのは検証の際に必要なことではあると思うのですが、個人情報が含まれたデータですよね。実際に運用する人が、職員の人たちが使うときではなくて、データ移行の検証、テストをする際にテスト要員、開発要員の方々が、そういった生データを閲覧できる状況になること自体が、個人情報漏えいのリスクになると私は思うのです。よくやられているのは、実際のデータを加工して氏名、年齢、生年月日、性別などにマスクを掛けたり、別の文字を入れたりしてテストデータを作るのですが、そういったことはやられているのですかという質問です。</p>
障害者施策課長	<p>やはり、生データを使わないと、今、現在やっている状況等との対比というか、その確認チェックをしなければいけないということがありますので、危惧されている部分はあろうかと思いますが、その辺のところはしっかり開発する側に対しても、契約する際に個人情報保護ということもしっかりと守ってもらうようにしておりますので、そういう危惧がない中でやっていきたいと思っております。</p>

会長	開発過程のデータ漏えい等について何かやられているようですので、あと2、3、ほかの御質問の方々に譲っていただけたらと思います。
委員	<p>生データを使うのは疑問です。最後に、データ項目が今回200項目ほどあります。実際にシステム運用する上で、1つのレコードの項目数がどんどん増えていくことがシステム管理する上では大きなネックになるというのがよくありますが、この199項目は少し多過ぎるのではないかと。本当に必要なものだけがここに入っているのかというのが1つ疑問です。</p> <p>あと125番と126番の扶養人数：0～15歳、16～18歳という項目がありますが、これは年を追うごとに変化するデータですよ。こういったデータがここに入っているということは、年々扶養人数を入力し直さなければいけない、若しくは書き換えなければいけないということになりかねないのではないかと。ということで、少し疑問があるのですが、この2点いかがですか。</p>
障害者施策課長	<p>まず、2つ目の質問ですが、年を追っていくごとにも年齢は変わっていくので、入力をし直していくことについては、家族のデータを持てきますので必要ないと考えております。</p> <p>あと、項目数が多いという御質問ですが、今、使っているシステムが10年ぐらい前のシステムで、その間に法改正や様々な障害の分野については大きく変わっている所がありまして、パッケージの中では、より正確に、より可視化できるような形で細かい項目を入れたり、リンクをさせていくことが必要になっていますので、全て必要な項目ということで考えております。</p>
委員	ほかとの連携をしないという説明があったのですが、例えば、施行された障害者差別解消法への対応が必要になってきたときに、これらのデータも使用しないということで理解してよろしいですか。
障害者施策課長	そのとおりです。
委員	はい、結構です。
会長	ほかに御質問はありますか。
情報政策課長	先ほどのことで説明が十分でないところがあり、申し訳ありませんでした。答申を頂きまして、万が一否決された場合ということですが、最終的には、実施課が持ち帰って、精査した上で判断していくということになるかと存じます。よろしく申し上げます。
会長	<p>ほかに御質問はありますか。よろしいですか。</p> <p>先ほど委員から、もう少し早く諮問すべきという御意見がありましたが、ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>スケジュール的には会長が言われたとおり、少し手順が違うのではないかと。いうところは意見として言わせていただきます。</p> <p>もう1つ、データ移行の検証という点で、生データをそのまま使うということでは、実際に個人情報が入ったデータを、開発者が扱うということで、私としてはシステムのデータ移行の、そもそものやり方にとっても疑問があります。また、今回のパッケージの導入は、不具合を起こす頻度が高くなっている古いシステムを書き換えると同時に、マイナンバーの導入でもあります。そういった意味でも、今回の諮問に対して私は反対とさせていただきます。</p>

会長	ほかにありますか。
委員	今の委員の質問に関連してですが、生データをテストに使ううんぬんという話です。普通、システムを開発するときには、生データを使わないでテストデータを使う。しかし、システムが出来上がって、それを運用するときに、本当にちゃんと動くのだろうか、どこかに間違えとか見落としはないだろうかということを、実際の運用と並行して、片方で今までのシステムをそのまま使い、もう片方では新しいシステムを同時に並行で使って、お互いにずれがないかということを確認する運用試験もあると思うのです。ですから、開発の時点のフェーズと、運用試験時点でのフェーズとあると思うのですが、今の委員のお話ですと、開発フェーズのテストデータのこのようにもお聞きしたのですが、その辺の関係というのは、私の認識と何か違いはありますか。
会長	御質問ですか。
委員	はい、質問です。
障害者施策課長	開発していくのは業者ですが、検証するのは職員になりますので、実際に生データを見ていくのは職員になります。事業者は、あくまでも、技術的などころだけを運用していくことになりますので、委員のおっしゃっていることに対して差異はないかと考えております。
委員	今の確認で、私の意見の趣旨が実際に即していなかったと。開発段階ではなくて、実際のデータ移行をした後の検証に生データを使うということだったのですね。その部分に問題があると指摘した部分は私の取り違いということだったので訂正させていただきます。ただし反対は変わりません。
会長	ほかにありますか。それでは、開発過程におけるデータの保護については、十分注意するようという御意見だったと思いますが、ほかに御意見がないようですので、諮問第 18 号から諮問 20 号までは決定とさせていただきます。 次に報告 13 号、諮問第 21 号から諮問第 31 号までについて、事務局から説明をお願いします。
報告 13 号、諮問第 21 号～第 31 号	
情報政策課長	報告第 13 号、諮問第 21 号、諮問第 22 号、諮問第 23 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号、諮問第 28 号、諮問第 29 号、諮問第 30 号、諮問第 31 号について説明する。
会長	お聞きのとおり大変範囲が広いので、寄附の案件と税の案件を分けて、御審議を頂いたら分かりやすいのではないかと思います。最初に、10 ページから 18 ページまでの範囲内で御審議を頂こうと思いますので、よろしく願いいたします。まず、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。
委員	確認をさせていただきます。今回、民間のウェブサイトを使って、そのまま寄附を頂く形になるのですが、こういった民間のウェブサイト、区が作ったサイトではないウェブサイトで寄附であったり、納税情報をやり取りするようなことは、今まではあったのでしょうか。
総務部副参事	今まで、区が民間のウェブサイトを使って、例えば寄附を募るとか、いろいろな申込みを受けるといったようなことはなかったかと存じております。
委員	初めてのことということで、とても慎重にならなければいけないと思うので

	<p>すが、12 ページの外部委託記録票の中で、委託の条件で、第三者への提供の禁止に丸印が付いておりません。これは、15 ページも一緒ですが、その理由を教えてくださいませんか。</p>
情報政策課長	<p>第三者提供の禁止を外しているのは、12 ページの寄附の申込受付はウェブサイトの事業者なのですが、この事業者のほうに寄附者から申込みがあった情報について、15 ページのふるさと納税事業の支援業務の事業者に送付され、情報を利用することとなるためです。また、15 ページのふるさと納税事業支援のほうで、第三者提供の禁止が外されているのは、返礼品の配送管理を行うため、実際の製造業や農業、漁業といった、実際に返礼品を配送する事業者に対して必要な情報を提供いたします。</p>
委員	<p>そうすると、そのシステムの中で必要なやり取りが、要するに寄附者と区以外にも発生するから、そちらのほうにデータやメールアドレス等をお渡しするので、第三者への提供を行うということなのですか。この第三者への提供の禁止の項目は、そもそも全く事業に関係のない人たちに提供してはいけないという契約を結ぶものだと、私は認識していたのです。第三者とは書いてありますが、事業者が幾つか分かれています、そこの範囲以外には渡してはいけないという意味合いで禁止とされているものかと思っていたのですが、この第三者への提供の禁止というのは、どのように理解すればいいのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>こちらについては、今、説明しましたように、12 ページの事業者と 15 ページの事業者は別々の事業者です。ただ、当然個人情報の管理等については両者と契約をして、十分セキュリティを守った契約を結ぶということで、セキュリティは守られるということです。配送事業者については、必要最小限の情報ということで、宛先と物品だけということで、それ以外は一切提供しません。また、それについても当然保管せず、個人情報も蓄積せずに破棄するというような契約を結んでおりますので、そういったものは守られるということです。</p>
委員	<p>基本的には、そうなっているはずだと思うのですが、申し訳ありませんが、この書類の書き方として、どうも第三者への提供の禁止に丸印が付かないというのは、そもそも書類のフォーマットの問題なのですか。少し疑問が残ります。</p> <p>それから、民間のウェブサイトを使うことに私が大変危機感を持っているのは、民間のウェブサイトで個人情報を収集して、いつの間にかメールアドレス等が外部に流れ出て、サイトを使っただけ翌日、また翌週から迷惑メールが大変多くなったというような話はよくあるのですが、そういった危機感を区はお持ちでしょうか。</p>
総務部副参事	<p>そういったことがないように、事業者の選定に当たっては、厳重に対応してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ちなみに、そのサイトというのは、どちらのサイト会社になるのでしょうか。</p>
総務部副参事	<p>まだ事業者は決定していませんが、今はなるべく多く利用されているサイトで、寄附が募れるようなサイトの事業者を選定したいと考えております。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>12 ページと 15 ページの外部委託の委託事業者が別々というお話でしたが、これは同一になる可能性はないのでしょうか。</p>

総務部副参事	現在のところ、別々の事業者ということで考えております。
委員	それは、同一であってはいけないという取決めで行われるものでしょうか。
総務部副参事	制度上、同一であってはいけないということではありません。同一で取り扱っている事業者もあります。現在、私どもが検討しているのは別の契約で考えております。
委員	ということは、同一になる可能性もあるということでしょうか。
総務部副参事	可能性という形では、あるかと思えます。
委員	今、質問の中で同一の可能性がありということであれば、先ほどの説明だともう別々だと明言されていまして、そこは訂正をした上で進めていただきたいと思えます。
会長	それでは、区長には、その文意は付けなくても会議録に載りますので、担当部署は確認をしていただくことにします。
委員	私も意見を言わせていただきます。今回の案件は、民間のウェブサイトで寄附の情報をやり取りするということで、個人情報、更にメールアドレス等もそういったサイトに入力させなければいけないという状況です。このような行政が行う事業を民間のウェブサイトで受付を行うということは、まだまだセキュリティ上、私は問題があると感じておりますので、この諮問については反対とさせていただきます。
会長	ほかにありますか。ないようですので、報告については了承、諮問については承認することにいたします。 次に、19 ページから 23 ページまでの範囲の諮問について、御審議を賜りたいと思えます。どうぞ、お願いいたします。まず、御質問はいかがでしょうか。
委員	特別区民税・都民税関係業務を委託するということなのですが、所得というのは個人の情報として一番大切な項目ですので、それをなぜ民間に委託する必要があるのだろうか。民間でも問題ないですよということであれば、その理由をお聞かせいただきたいのが 1 点です。 それから、22 ページ、外部委託記録票の中で私が一番漏えいの面で心配があるのは、郵便物の処理、郵便物の仕分・開封・收受、郵便物の発送についてです。全て外部の人がその情報を把握できるということになるわけなので、これは本来、行政がすべきことなのではないかと思えます。量としては非常に大変かもしれませんが、すべきことなのではないかという 2 点についてです。 1 点は、なぜこの根幹になるような情報を外部に出さなければいけないのか。また、出しても問題ないという理由をお聞かせいただきたいのと、それから、郵便物の開封業務や発送業務は、本来は行政がなすべき仕事ではないかなという気もするのですが、その 2 点について御説明ください。
課税課長	まず、委託をする理由ですが、私どものほうでは、各会社、法人から住民の方の給与情報を頂きますと、給与の所得などの情報をパンチ入力しますが、これらの業務を既に委託により行っております。それは、やはりどなたもそうだと思うのですが、最たる個人情報だと思っておりますので、とても厳重な契約書を取り交わすとともに、もちろん皆様が御存じのとおり個人情報保護といった、私ども区のガイドラインにのっとって特別な細かいところまで指示を

	<p>出しています。ちなみに、スマートフォン等の持込みをさせないということも想定しておりますが、いずれにしても、そこは厳重に取り組んでいきたいと思っています。また、今回委託を考えております内容については、近隣の区においても同様に既に委託をしている所があり、私どもとしてはそのような近隣の区など自治体で実績のある所に任せられるだろうということで選定をしていきたいと考えております。それが1点目です。</p> <p>2点目の郵送の開封ですが、これについては、係名が書いてあるものについてはそのまま開封するのですが、係名が書いていないものについては、私ども区のほうに戻してもらい、区の職員が開封をして、どこ宛なのかというものを明確にしてから、ではこれは区のほうで処理しますとか、これは業者で処理してくださいと振り分けをいたします。係名のあるものとないもので仕事の手順、流れが分かれてくるようなことを考えております。</p>
会長	<p>前段の回答は、委員の質問にお答えしていないように思うのですが、今までやっていたからというのではなくて、なぜ委託しなければならないかという御質問が委員からあったと思うのですが。その点について、改めて御説明してください。</p>
課税課長	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、民間に任せられることは民間に任せるということで、私どもとしては課税課職員を保育や高齢者のほうに、限られた職員を振り向けるといったところがありますので、委託することによってそれらの削減できた職員をほかの業務に従事してもらうことの必要性があります。そのために、厳しい仕様書などで個人情報の保護をうたった上で委託をしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>委員、よろしいですか。</p>
委員	<p>何となく分からないのですが、言っている意味は分かりましたので、結構です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>23 ページの外部委託記録票、委託に関わる個人情報ですが、これらは納税義務者の情報と理解してよろしいでしょうか。</p>
課税課長	<p>そのとおりと認識しております。</p>
委員	<p>特別徴収ですが、徴収義務者は法人や事業者だと思うのですが、その場合であってもこの個人情報を登録する必要はあるのでしょうか。</p>
課税課長	<p>会社といえども、個人情報が含まれていれば、登録が必要だと思います。</p>
委員	<p>これは、いわゆる郵便物処理と記載されておりますので、発送業務のみであれば私は個人情報は必要ないと思うのですが、その点はいかがでしょう。</p>
課税課長	<p>封書に会社名などが全部入ってこちらに届きますので、それらを委託事業者は、例えば封筒の裏面に会社情報があるといったこともありますので、登録案件と考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかにありますか。</p>
委員	<p>今の委員とのやり取りで少し疑問があったのですが、封筒に会社名などが書いてあるからそれも個人情報だということで、ここに登録するということなのですか。</p>

課税課長	そのように。また、処理をしていく段階で税証明の申請であれば、当然会社名があったりしますので、それに応じた処理をしますので、郵送の扱いに当たっては、やはり個人情報を見ざるを得ないということで掲載しております。
情報政策課長	委託に係る個人情報の項目については、法人名そのものは個人情報ではありませんので、個人に紐付く項目だけを挙げております。ですから、法人名や法人所在地は、特に個人情報ではないと理解しております。例えば、法人の代表者になると氏名ですので、この氏名に該当するということです。
課税課長	個人事業主の方が大勢いらっしゃいますので、会社というよりは、個人事業主、個人の方の情報も多くあると考えております。
委員	封筒に書かれていても、その事業主の個人名が書かれていたら個人情報だから、その取扱いについてということですね。開封と書かれていて、開封して中の書類も開いて見るといふ形になるのですよね。
課税課長	税証明の発行の際には、開封してそのように対応いたしますので、確認いたします。
委員	それから、先ほどパンチ入力をやられているというところでしたが、開封作業もパンチ入力も含めて、それはこの本庁舎、若しくは区の施設の中でやられているのか、それとも民間の事業所でやられているのでしょうか。
課税課長	最初説明しましたパンチ入力については、庁内でやっているものもありますし、外部に委託することもあります。
委員	開封作業はどうか。
課税課長	開封作業は、課税課内です。
委員	すごく疑問なのは、例えば収入や税額等の内容や、自動車臨時運行許可証の車名、要するに委託事業者の社員の人が、杉並区に住んでいるこの人はこれだけの収入があるのだとか、この人はこんな車を持っているのだというのが分かるということですね。
課税課長	税証明などを発行する際には、端末をたたき、その方個人を情報として引き出しますので、画面上は見ることはできると思いますが、それはやはり守秘義務を厳格に守っていただくように、今後指導していきたいと思っております。
会長	よろしいですか。
委員	先ほどの説明ですと、法人事業者には雇われている従業員の方の情報というお話だったのですが、そうすると杉並区民以外の方の情報もここに含まれるということでしょうか。
課税課長	そうです。
会長	ほかに質問はありますか。では、御意見がありましたら、どうぞ。
委員	今回、この諮問で取り扱う業務は個人情報、それも収入の情報や、運行許可証なら車名など、いわゆる個人の財産が手に取るようにわかってしまいます。どんなに守秘義務を課したとしても、人の口に戸は立てられないといったことわざがあるように、外に漏れるリスクが増えていくものだと思います。これは、外部委託をすればするほど個人情報の漏えいのリスクが高まるという観点で、私はこの諮問に対して反対をさせていただきます。
会長	ほかにありますか。

委員	当然、特別徴収の個人の納税義務者の情報ということになると、私はいわゆる納税額といったものも含まれるのではないかと思います。ただ単に、納税者の住所、氏名だけというような文書は、特別徴収ではないかと思えます。そういった点をもう一度きちんと精査していただいた上で、この業務に外部委託等を取り組んでいただきたいと思います。
会長	ほかにありますか。ただいまのお二人の御意見については、会議録に載りますので、担当課で確認をしていただくことにして、本件は区長諮問どおり承認することにいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。御異議がなければ、そのようにいたします。本件は以上で終了いたします 次に、報告第 14 号、諮問第 32 号から諮問第 34 号までについて、事務局から御説明をお願いいたします。
報告第 14 号、諮問第 32 号～第 34 号	
情報システム担当課長	諮問第 32 号について説明する。
情報政策課長	報告第 14 号、諮問第 33 号、諮問第 34 号について説明する。
会長	ただいまの報告と諮問について、御質問がありましたらお願いします。
委員	では、先に諮問 32 から確認させていただきます。「小型電子計算組織を設置し」とありますが、これはいわゆるパソコン上で行うエクセル等のシステムということですか。
高齢者在宅支援課長	はい、そのとおりです。
委員	そのエクセルのファイル自体は、パソコンそのものに保管されるのか、それともサーバーのようなものに保管されるのか、保存先はどのようなのですか。
高齢者在宅支援課長	サーバーに個人情報きちんと格納できるフォルダを設けて保存します。
委員	扱うパソコンが職員用パソコンを利用すると書かれております。職員用パソコンというのは、いわゆる職員の方がメールなどを使えるインターネットに接続されたパソコンということですか。
高齢者在宅支援課長	そのとおりです。
委員	ちなみに、パソコン上には保存せずにサーバー上に保存するとなっておりますが、パソコン上での操作によっては、その職員用のパソコンの C ドライブとかに保存することも可能ですよね。
高齢者在宅支援課長	委員がおっしゃるとおりだと思いますが、そういった二重管理がいろいろな間違いにつながりますので、そういったことはしないということで、しっかり私のほうで管理させていただきたいと存じます。
委員	昨今、メールからウイルスソフトが侵入してパソコンが感染して、そのパソコンの中にあるデータが外部に送られるということが結構話題になっております。今回の個人情報を含めたファイルもパソコン上に保存できる状態でインターネット接続される状態ということは、そういったリスクが高まると思うのですが、その辺はいかがでしょう。

会長	情報システム担当課長でも結構ですよ。
情報政策課長	事務局からお答えいたします。今、個人情報の保護についてはネットワーク強じん化ということで取り組んでおりまして、個人情報を扱うものについては、Sドライブという専用のサーバーに必ず保管することと規定しております。職員に対してはそういうことを徹底しております、インターネットと直につながるパソコンではそういったものは扱いません、ネットワークと切り分けた上で、仮想上は一緒のパソコンですが、必ず個人情報を扱う領域とインターネットを扱う領域を分けて扱うようにしていますので、そういった問題が起きないように管理しています。
委員	物理的に分けられているからあり得ない。インターネット上からそのファイルが流れ出すことはあり得ないとおっしゃっているのでしょうかというのが1点と、もし万が一、操作の間違いでエクセルで保存をするときに、パソコン上に保存をしてしまって、それがネット回線を通じて出ていく可能性がないかどうか。この2点はいかかですか。
情報政策課長	もちろんデスクトップ上に保管することも可能ですので、その辺は職員にルールを守ってもらうということを徹底していく必要があると思います。サーバー上はSドライブということで暗号化もされますので、万が一、出た場合でも個人情報が漏れることはない、使われることはないように管理しております。
委員	子ども・子育てプラザの利用等について、個人情報の記録の内容、「心身等の情報」には障害のある、なしは含まれていますか。
児童青少年課長	そういったものが必要であれば、そういうものを含む場合もあるかと思いません。
委員	その障害については、個別に分ける必要性はないのでしょうか。補足で言いますと、ここに健康状態、傷病等の状況のほかに、もう1項目付けるのかと思いましたが、その辺の必要性があるか、ないかをお聞きしたいと思います。
子育て支援課長	一時預かりの部分で健康状態、傷病等の状況、私どもの考えでは傷病等の「等」の所に障害がある、なしを含むと考えています。
会長	これは事務局に聞きますが、傷病「等」の中にセンシティブ情報と言われるものが、機微情報が前から入るような区分になっていたのですか。
情報政策課長	こちらは紙管理でして、機微情報、例えば犯歴の有無とか、様々、電算記録が禁止されている項目については、そういった取扱いをしないということで、障害の有無については、一時預かりについて必要な最少限の情報ということで、傷病等の情報、若しくは健康状態の中に含まれるかと考えています。 こちらは電算入力記録票と違って、委託に係る個人情報ということになりますと、その文言の中に広い概念で含まれる意味合いが含まれますので、そういった点で傷病等の状況、若しくは健康状態の中に一時預かりの必要な障害の状況が記載された場合も、そのように含まれるかと考えています。
会長	委員よろしいですか。
委員	はい、結構です。
会長	ほかにかがですか。
委員	それでは、私も報告14、諮問33、34について確認をさせていただきます。

	外部委託記録票では、文書でやり取りとなっておりますが、文書というのは施設内にとどまるものなのか、それとも委託している民間の事業者の事業所等までその文書が届くものなのか、どうなのかを確認したいと思います。
子育て支援課長	これは施設内にとどまるもので、施設内のきちんと施錠のできる所に管理するというので、紙管理です。
委員	施錠ができる場所ということですね。印刷機もきつと施設内だったらあると思いますが、コピーして持ち出しはされないということについては、どのようにセキュリティというか、対策を取っておられるのでしょうか。
子育て支援課長	それは委託の仕様書の中で登録票という形になるかと思いますが、そのものについての外部持ち出しの禁止や複写の禁止といったことを規定していくということです。
会長	よろしいですか。ほかに御質問はありますか。
委員	27 ページの項目について、保健福祉部児童青少年課の方と、子育て支援課の方にお尋ねします。乳幼児のこういう事業をやるということは、一般的に御家族は皆さん大変な思いをしているので、この制度が定着すれば、本当に段階的にしろ、いいなどはと思いますが、その2つのセクションの方にお尋ねしたいのは、この中で問題かなと思うのは外部委託、乳幼児の一時預かり事業を外部委託するという項目です。もし、これを実施する場合には、この情報が漏れるだけではなくて、情報をこれだけで本当に大丈夫だとお考えで、この諮問に出されているのかどうかお尋ねします。
子育て支援課長	外部委託につきましては、外部委託一時預かりする場合は、まず最初に面談をしていただいて、その方が一時預かり事業に適合するかどうかをきちんと判断した上で登録をしていただきます。その上で登録された場合、一時預かりをさせていただくということですので、そういった意味ではきちんとそういう判断をしていくと考えています。
委員	今、おっしゃった面談と登録と、そのお子さんを預かろうという段取りをスタートするのは、外部の方が決めて外部が処理するということですか。区の職員というか、子ども・子育てプラザの方が、希望の方がお見えになって、そこでその2つの項目をチェックし、全体的に一般で外部委託している所にあっせんするとか、そういう手順を踏むということですか。
子育て支援課長	今の御質問の中では、そういう手順ではなくて、委託業者のほうで個別の利用登録の面談をして、一時預かりの利用に適合するかどうかを判断して、それ以降の利用はその判断をした上でやっていくということです。
委員	区内だけで相当の人数の方がいらっしゃると思いますが、この制度をスタートさせて、段階的というのはどの程度で考えられているのですか。
児童青少年課長	子ども・子育てプラザ自体については、施設再編整備計画の中で区内に14か所作っていくという形で考えています。ただ、この中に入っている今まで御説明した乳幼児の一時預かりというのは、ここのプラザだけでやるものではなくて、様々ないろいろな子を預ける場は区のほうでは用意しています。現状でもそういう状況です。
委員	分かりました。

会長	ほかにありますか。
情報政策課長	先ほどの答えは間違っておりました。大変申し訳ありませんでした。先ほど申し上げた 29 ページの健康状態、傷病等の状況という中には、障害の有無や障害の状態は意味としては含まれておりませんでした。健康状態や傷病等の状況という観点から記載を頂くということで、障害の有無等については記載をしないということになると思います。よろしく願いいたします。
会長	御意見はありますか。
委員	<p>諮問の 32 からです。これについては、新たなシステムの構築で、職員用のインターネットを扱えるパソコンで個人情報を処理するというので、格納するスペースについては個人パソコンではないものの、間違っ個人職員用のパソコンに保存された場合、インターネットを介して情報が漏えいするリスクがあるというのは全庁的な部分ではあると思いますが、その辺の今後の対策はしっかり取っていただきたいと思います。</p> <p>例えば、システム的に可能かどうか分かりませんが、職員用のパソコンには保存できないとか、そういうような何か縛りが設けられるかどうか。そういったところを検討していただきたいと思っておりますが、基本的には賛成とさせていただきます。</p> <p>報告 14、諮問 33、34 の子ども・子育てプラザの利用等に関する業務については、そもそも児童館を廃止して、子どもプラザにするというのは大変問題がある施策ではあると思っております。ただ、条例化されておまして、その中での個人情報の取扱いというところで、紙ベースのやり取りについてはしっかりと管理をしていただきたいということを意見として言わせていただきまして、賛成といたします。</p>
委員	意見の場になってしまったのですが、先ほどの回答を受けて再質問をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
委員	28 ページの個人情報の収集目的で、子育て支援サービスの利用相談及び情報提供を行うと記されています。この支援サービス等には、私は特別支援等も含まれるのではないかと思います。障害のある、なしについて先ほど質問させていただきました。この個人情報の中の障害のある、なしは必要ないのですか。
児童青少年課長	先ほど乳幼児一時預かりのというところでお話があったかと思いますが、利用相談という部分ですか。
委員	子ども・子育てプラザ利用等について、全てで質問させていただいたつもりでした。
児童青少年課長	今、事務局のほうで申し上げたとおり、健康状態という中で、例えばそれが障害に起因する形で現れる場合もケースとしてはあるだろうという中で、それを障害として記載するというよりは、健康状態の 1 つとして記載して、それを記録する場合もあるということです。要するに、利用するに当たって必要な情報として必要であるという判断があれば、健康状態として記録していくという意味合いです。

委員	健康状態と障害のある、なしは一緒に考えてよろしいのでしょうか。別に項目を設けるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。
情報政策課長	外部委託記録票のほうでお答えしたつもりだったのですが、個人情報登録票のほうも心身等の状況が健康状態、傷病等の状況と同じ項目になっており、障害児について取り扱うかどうかを含めて、まだ明確ではないと思いますが、そういったものがもし追加になった場合、個人情報登録票の追加については諮問事項ではなく報告事項になりますので、追加した場合には、後日、報告するという取扱いになります。
委員	27 ページの内容の⑤の「その他学齢期児童の施設利用」の中には、小・中高生という部分も含まれているので、当然、小学生、中学生、児童生徒になりますと、特別な支援を受けておられるお子さんもいらっしゃると思います。その場合、その情報の取扱いができないのではないかと思いますので、その点の配慮をしていただきたいと考えております。
会長	この辺の心身等の情報については、御存じのとおり、個人情報保護法の改正で機微情報の取扱いが非常に明確になってきておりますので、いずれは区としてもこの辺は再検討されて明らかにされていくだろうと思います。ここは今後の検討に期待することにしていただけたらどうかと思っております。ほかに御意見がなければ、諮問 32 号から 34 号までは決定とさせていただきます。ありがとうございました。 次に報告第 15 号、16 号、諮問 35 号の説明を事務局からお願いします。なお、時間が迫っておりますので、全体として会議の進め方について、早めの御協力を賜りたいと思います。
報告第 15 号・第 16 号、諮問第 35 号	
情報政策課長	報告第 15 号、報告第 16 号、諮問第 35 号について説明する。
会長	それでは、御質問ございましたらどうぞ。
委員	33 ページで、介護用品の支給に関する事務が廃止になっておりますが、その廃止は通知を受けて廃止をしたとありますが、どういった理由で廃止をされたのですか。
情報政策課長	介護用品の支給に関する業務については、先ほど申し上げました省令の改正によりまして、介護保険に関する業務に、要するに法定事務に含まれることが分かりましたので、そちらに吸収されたということで削除しております。
委員	吸収されたというのは、結局はこの支給に関する事務、実際にやっている事務では取り扱っていくということですか。吸収されたというのは、行政側のこういう分類上なくなっただけという、ただそれだけということですか。
情報政策課長	独自利用事務として条例で定めてございましたが、法定事務と同一であることが分かりましたので、条例事務から根拠が法定事務、本来の番号法に変わったということになっています。
委員	もともと区独自の事業だったのが、法定になったという認識でよろしいですか。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	簡単に、意見だけ言わせていただけますか。今回、諮問 35 号、あとは報告

	<p>15、報告 16 についてですが、もともと国民のプライバシーをかなり危険にさらす制度として、私たち個人番号法、マイナンバーについては制度上問題があるとさせていただいております。今回も、その利用の拡大に伴うものですので、反対とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかにごございますか。よろしいですか。それでは報告第 15 号・第 16 号は了承、諮問第 35 号は決定とさせていただきます。</p> <p>では、次の案件に移ります。平成 28 年度第 2 回の審議会で諮問を受けました諮問第 16 号、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検(再実施)について、部会の報告を受けたいと思います。この案件については杉並区情報公開・個人情報保護条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、9 月 27 日に開催された部会で審議が終了しております。なお、特定個人情報保護評価では実施機関の作成した評価書(案)について、第三者点検に先立ち、区民意見聴取を行うこととされていますので、事務局より区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長から、第三者点検結果の報告を受け、その後、質問、御意見をお受けしたいと思います。では事務局より、区民意見聴取の結果について御説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 16 号</p>	
情報政策課長	<p>資料 3 を御覧ください。資料 3-1 ですが、区民意見聴取及び第三者点検部会の点検の結果を反映させた国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)となります。資料 3-2 は国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)の修正一覧です。区民意見聴取後に、本評価書に対して行った修正の一覧です。各修正については、修正理由欄に記載しておりますので御覧ください。資料 3-3 が、会長がおっしゃいました国民健康保険に関する事務の全項目評価書(案)に対する区民等の意見提出の実施結果です。記載のとおり、意見聴取は平成 28 年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの期間に実施し、提出された意見は 1 件、電話によるものです。項目数としては 2 項目です。資料 3-4 がその内容です。</p> <p>頂いた御意見は、いずれも評価書の内容についてではなく、制度及び手続に関するものですので、評価書への反映は行っておりません。区民意見の聴取等の説明は以上です。</p> <p>なお、今回は国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施ということで、第三者点検部会で合理的に評価を頂くため、部会においては資料 3-5 国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価補助資料及び資料 3-6 新旧対照表を資料として用いました。今回の審議会においても参考までに添付いたします。資料 3-5 の位置付けにつきましては同紙 3 ページ「1. 本書の位置づけ」に記載がありますので、御確認ください。資料 3-6 は、再実施により追加変更した評価書の項目について変更した内容と再実施前の内容を比較できるようにまとめた表です。資料 3-7 が、今回の部会において特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果をまとめたものです。説明は以上です。</p>
会長	<p>では続きまして、部会長より部会での審議について御説明をお願いします。</p>
部会長	<p>続きまして、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)、こちらは国民健康保険に関する事務となっております。既に事務局から御案内のとおり、資料</p>

3-1～資料 3-7 まで、非常に大部になっております。今回このような形で実施をした理由については、既に第 1 回の特定個人情報保護評価を実施したわけですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法においては、マイナンバー法と個人情報保護委員会規則で定める重要な変更事項がある場合には、再度その重要な変更にあたる特定個人情報ファイルの取扱いに関して、特定個人情報保護評価を実施することとなっております。今回、国民健康保険に関する事務において、委託先の範囲の変更など重要な変更がありましたので、再度、この特定個人情報保護評価を実施したというのが、今回のこの全項目評価実施の理由です。

まず資料 3-1 について、3 ページ目に特定個人情報ファイルを取扱う事務について概要が記されています。今回の特定個人情報保護評価は国民健康保険に関する事務、国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務を行うことが国民健康保険に関する事務となっております。既に 1 回、この特定個人情報保護評価は実施しておりますので、資料 3-1 については、後ほど委託の範囲など確認の必要な事項があれば再度確認を行うことが必要ですが、今回は、この資料については、特に内容についての御説明はありません。

続きまして、資料 3-2、全項目評価の修正一覧は区民意見、それから今回の修正、それぞれ修正点と修正理由が記されております。今回 2 回目となりますので、どのような点が修正されたのかについては資料 3-2 で、その修正箇所を御確認いただくことが可能となっております。

既に御報告いただいた資料 3-3 の区民等の意見提出の実施結果、それから資料 3-4 の区民意見の概要と区の考え方については省略いたします。

なお、今回の特定個人情報保護評価は 2 回目となりますので、資料 3-5 に基づき、第三者点検を行いました。その理由として、特定個人情報保護評価を再実施することが今回の特定個人情報保護評価の目的となりますので、再実施の項目については追加・変更した項目である 7 項目については第三者点検部会の点検用資料において、御確認を頂くことができるようになっております。念のために確認しますと、1 つ目が資料 3-5 の 3 ページ、3. から記載の(1)業務委託の範囲拡大に伴う委託事項の追加とリスク対策の見直しについてであり、現在まで、当初は 7 委託事業でしたが、新たに委託事項 8 を加え、8 事業となっております。また、これに伴うリスク対策も新たに行っております。また、4 ページの(2)国民健康保険事務広域化に伴う特定個人情報ファイルの追加、5 ページの(3)「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に規定した庁内連携移転先の追加、(4)情報提供ネットワークシステムの標準レイアウト公開に伴う提供先の追加、6 ページの(5)中間サーバ・プラットフォームの整備・運用の J-LIS サービス提供契約形態の見直しによる委託先の削除、同ページの(6)中間サーバコネクタ DB ファイルの仕様確定による項目の修正、7 ページの(7)区公式ホームページリンク先、連絡先の変更による項目の修正、これらが今回の再実施の点検の理由となっております。

以上を踏まえ、第三者点検部会では次の新旧対照表を踏まえて点検を行った結果、最終的に資料 3-7 の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結

	<p>果を取りまとめた次第です。こちらについては総評をそのまま確認し、本再実施に係る第三者点検について御報告したいと思います。</p> <p>平成 28 年度第 1 回特定個人情報保護評価第三者点検部会において、「国民健康保険に関する事務の全項目評価書」の点検の再実施を行い、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査を行った。今回は、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)、こちらのマイナンバー法と個人情報保護委員会規則で定める「重要な変更」を加えることにあたりということで、当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することにあたり、国民健康保険に関する事務においては、既に実施しているこの評価について、平成 29 年から「重要な変更」にあたる特定個人情報ファイルの取扱いの委託範囲の変更を予定することから、本委託の実施に先立ち、特定個人情報保護評価を再実施するものである。</p> <p>杉並区におけるこの評価については、既に第 1 回でも適正な取扱いが行われていることの評価がなされたわけですが、今回この国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価再実施にあたりましては、再実施の経緯及び評価書において変更した項目及び当該変更の趣旨・目的を確認するとともに、同区における特定個人情報保護評価においては、特定個人情報の取扱いに係るリスクの的確な認識に基づく評価及び分析を行うとともに、リスク分析の結果を踏まえ、事故が発生しないように適切な措置を講じた上で、当該事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととしている。</p> <p>以上から、今回の再実施においても特定個人情報保護評価書、今回も全項目評価の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性のある事項や問題について、適切に評価、確認及び取り組みが実施されていることを確認した。以上が、本第三者点検部会における今回の国民健康保険に係る事務全項目評価の再実施に係る報告です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>質問と御意見、併せてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは御発言ございましたらどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。パブコメが 1 件ということで、大変少ないなと感じておりますが、その辺についてはどのように受け取られていますか。</p>
<p>部会長</p>	<p>特定個人情報保護評価を実施する当初の段階では、マイナンバー法が制定されて、世間でもいろいろとマイナンバーについての議論が高まっていたところではありますが、その後マイナンバー制度が運用を開始し、また、今回のこの特定個人情報保護評価についても当初はかなりいろいろな手探りの状態で、具体的にどのような評価がなされるのかということについても、一般にまだ周知がなされていなかったことに伴うとともに、当時のマイナンバーに関する社会的な評価、それから社会的な議論の高まりを受けて、当初の特定個人情報保護評価では多くのパブリックコメントの意見を頂いたところでもあります。その後、マイナンバー制度については、いろいろと議論はありますけれども、制度自体において大きな問題が生じていないということ、それから、特定個人情報保護</p>

	<p>評価が各団体においても適切に実施されて、特定個人情報保護評価の位置付けが評価されている。さらに各団体、杉並区も含めて特定個人情報保護評価の実施について定着をしてきたということから、パブリックコメントにおいても新たな問題点又は問題を指摘する意見が少なかったものと考えられます。</p>
委員	<p>では資料 3-2、修正一覧の 7 ページと 8 ページです。修正内容で、結構追加部分があります。3 の特定個人情報の使用の項目と、4 の特定個人情報ファイルの取扱いの委託の部分についてです。この辺の修正の簡単な概要というか、その理由も含めて説明を頂けますか。</p>
会長	<p>では部会長から。</p>
部会長	<p>今回は委託先の追加が主な変更事項として、変更の内容となっております。例えば、資料 3-1 の 54 ページに、委託先の追加に関する事項がございます。現在まで委託先 7 となっておりますが、今回、委託事項 8 番目として、国保業務設計及び運營業務、これを新たに委託先として追加いたしまして、この委託業務に伴うリスク評価を行ったというのが今回の再実施の主な変更事項となっております。その他、細かな変更点もございますが、重要な変更としては委託事項の変更、こちらが追加になりました。なお、こちらの修正を御覧いただくとお分かりのとおり、各委託事項についての記載事項、委託事項 1 も同様に記載事項が修正になっている部分もございます。それに伴ってリスク評価を再度実施した部分が、主な修正点となっております。その他システム的には私のほうからは回答ができませんので、もしシステム的な部分についての変更事項について補足がございましたら事務局からお願いできればと思います。</p>
会長	<p>委員、よろしいですか。今の回答でまだ補足が必要でしたら、事務局からしてもらいますが。</p>
委員	<p>簡単に事務局から何かありますか。</p>
国保年金課	<p>委員から御質問のありました、資料 3-2 の 7 ページにありますシステム等の修正が入ったことについてですが、私どものほうで諮問にかけた後に、国民健康保険に関する事務の全項目評価書のテンプレートが厚生労働省から出されましたので、そのテンプレートに基づき、文言等の修正を行ったために、幾つか、区民意見提出手続後に修正をさせていただいたということで、項目に挙がっているものです。</p>
委員	<p>今まで行われてなかった対策が、更にここで行われるようになったと受け止めてよろしいのですか。</p>
情報政策課	<p>事務局から補足いたします。資料 3-2 の 7、8 ページ、委員の御指摘いただいている箇所かと思えます。見ていただきますと、追加したところですが、「東京都国民健康保険団体連合会における措置」と書いてございます。もともとこちらについては区自体が行う措置ではなく、国民健康保険団体連合会にて実施するものということになりますので、こちらについては必ずしも区の評価書に詳細に記載する必要はございません。ただし、先ほど国保年金課のほうから説明がありましたとおり、厚労省のテンプレートには詳細に書かれてきた部分でもありますので、追記をさせていただいたという流れになっております。</p>
委員	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託の項目については理解しました。その</p>

	<p>上の3の特定個人情報の使用、資料3-2の7ページ上段です。こちらのほうは追加されている部分「誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している」とあります。これは事前に防止対策を行っていますよという表明ということで、特に新たな対策は講じる必要性はなかったという受け取りでよろしいのですか。</p>
国保年金課	<p>おっしゃるとおりです。新たに追加するというよりは、既に行っていることについての制限を新たに加えて行ったということになります。</p>
委員	<p>話題変わります、重要な変更で委託の範囲が変わったというところで。今回その追加された委託内容というのは、昨今杉並区のほうで行おうとしている、いわゆる国保年金課業務の外部委託の、大きな委託ということで、よろしいですか。</p>
部会長	<p>今回の委託については、国民健康保険に係る業務の分析と業務マニュアル、それから運営管理マニュアルの作成という、設計の業務と、運営業務については国保年金課による国民健康保険に係る書類の受付、電話対応、保険料の賦課及び収納事務、滞納整理事務が範囲です。なお、滞納処分と督促等の公権力の行使に当たる業務は区が行うということで、外部委託は実施してないというのが、今回の外部委託の新たな追加事項となっております。</p>
会長	<p>この第三者点検を根源から調べていくと、またずっと時間がかかってしまいますので、今回の再評価にかかる変更部分についてのみ絞って審議していただきたいと思います。時間の関係もありますので、第1回点検として審議会を通ったものについては、もし質問があるようでしたら事務局から直接伺ってください。</p>
委員	<p>大きな委託が進められる事業での今回の第三者点検ということで、点検自体は部会のほうで行われて、大変この分厚い点検を実施されて、本当にお疲れさまでした。私も細かくは全部見られないほどの量なので、大変な作業だったと思います。意見としましては、委託の拡大等々に関わる部分がありますので、私は諮問については反対という意見を出させていただきます。</p>
会長	<p>ほかにございますか。ないようでしたら、部会長の報告を了承し、諮問第16号は決定とさせていただきます。</p> <p>では最後の案件です。平成28年度第2回の審議会で諮問を受けました諮問第17号、住民基本台帳ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検について、部会の報告を受けたいと思います。この案件については杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、9月29日に開催された部会で審議が終了しております。運用監視部会の部会長から、点検結果の報告を受け、その後、質問、御意見を受けたいと存じます。それでは部会長、審議についての御説明をお願いします。</p>
<p>諮問第17号</p>	
部会長	<p>住基ネットの運用監視に関しての報告です。杉並区では2009年に住基ネットの接続をした際に、住民基本台帳ネットワークシステム運用監視委員会が設置されております。平成28年度にこちらの審議会の部会になったという経緯がありますので、今回、ここでの御報告は初めてになりますが、7年間ずっと</p>

継続していたものであるというところを、まず御紹介しておきます。

もう1点追加で先に御紹介しておきます。前回会議録の資料1の14ページの下段、真ん中からちょっと下に私の発言があります。その中に書いてあるとおり、杉並区においてはこれから御報告する対象の区民課について、ISMS 認証というものが取得されております。ISMS 認証という第三者の公的な認証を受けている課になるということを、まず背景として説明して、本題の資料4を使って説明させていただきます。

まず資料4-1にありますように、9月29日にこちらの部会を開催いたしました。資料4-1の点検結果の内容を見ながら、セキュリティ対策については3点の審議をいたしましたので、順を追ってその3点を御紹介いたします。

1つ目は、総務省から提示されるチェックリストというのがあります。6ページに資料4-6というのがあります。それから、その見開き右側の資料4-7を御確認ください。左側の資料4-6が総務省からのチェックリストの提出の要請文で、提出してくださいと言っている内容の詳細が資料4-7に記載されているという状態になっております。これは先ほど申し上げたとおり、これまで7年間継続的に実施しているものです。今年度の総務省への提出期限が部会の開催日、9月29日より前になりましたので、これについては部会員が内容をメールで確認しております。

メールによる確認をした上で、その後の9月29日に、住基ネットの実際の運用部署である区民課を視察し、実際の職場を見させていただいております。例えば、住基ネットのデータの操作端末というのは、見かけ上は普通のパソコンですが、住基ネットのデータのファイルを操作端末のデスクトップ画面に保存できるかという部分に関しては、端末が特別な仕様でされております。ですから一般のユーザーは、業務以外の操作ができないように制限されているために、デスクトップ画面にというか、パソコンのローカルディスクに個人情報保存できないような機能を設けた端末が使われている、というところなどを確認しております。

同様に視察ということでは、入退室の記録をきちんと残しているのかというところも実施しております。9月29日に関しては杉並区役所庁舎の区民課を見ております。先ほども申し上げたように、この間7年間ありましたので、毎年、駅前の出張所などをそれぞれ順番に視察しておりますので、基本的には一通りの視察をこれまでも同様に行っております。それが1点目です。

2点目として、住基ネットの緊急時対応訓練の実施内容というのを確認しております。これは資料4-8の32ページを御確認いただければと思います。緊急時対応訓練を行っており、事件・事故が万が一発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるように毎年度実施しているという内容になっております。この部会では審議内容として委員のほうから、総務省などから訓練の内容について明示されているのかという質問がありました。これに対して区のほうからは、訓練内容については各市区町村に任されており、年1回、関係者で連絡体制を確認するだけでもよい、というようにされているという説明などがありました。そのため、訓練内容そのものは国から指定されているものではありません。

	<p>んでしたので、この部会の中で訓練内容に関して確認をして、その妥当性を確認するという作業をいたしました。</p> <p>3つ目は、住基ネット職員アンケートを実施しております。こちらは杉並区が独自にやっているものですが、資料4-9の34ページと資料4-10の35ページを御覧ください。先ほど申し上げたとおり、区民課においてはISMSという外部の認証などを取っている関係もあり、このようなアンケートを実施しているという状態になっております。この住基ネット業務に従事する職員に対し、職員アンケートを実施しているわけです。セキュリティ体制が適正に実施されているか確認するとともに、職員への教育方法などの問題点を把握するために行っています。今年度においては、資料4-10にあるようなアンケートを使っており、職責に応じて4種類のアンケートを実施することを確認しております。</p> <p>お配りしているものは全部がまとめたものになっているのですが、見方としては35ページの一番上の欄に「表記について」というのがあって、「長・ネ・般・情」と書いてあります。例えば、一番上のAには「長・ネ・般」と書いてあります。それに該当する人には該当する設問だけを出しています。ですから実際には、これが4パターンに分かれてアンケートが実施されている。しかし御報告の関係で、ここは1つに全部まとめたものになっているということです。</p> <p>委員のほうからは、セキュリティの実態把握がしやすいように、アンケートでは手順書どおりの回答ではなく、実態を回答するようという意見を出しております。これは2009年から毎年お願いしていますが、設問を見ていただければ分かるように、設問内容は基本的に区役所の中のルールを書いております。ですから「ルールをちゃんとやっていますか」と聞かれたら、ある意味、役人としては「はい」としか答えられないですね。しかし、これはアンケートなので「いいえ」だったら、きちんと「いいえ」と答えてくださいというところが重要だということをお願いした上で、アンケートに取り組んでいただいております。</p> <p>そうすると「いいえ」だったら「ああ、そう」というわけにはいきませんので、「いいえ」の場合はその理由を丁寧に書いてくださいということで、35ページにありますように、右の欄に「いいえ」の場合はそれがなぜなのか、実は正直言うと知りませんでしたというのであれば、「知りませんでした」ときちんと書いてくださいというところが趣旨になっております。実際にこの後、アンケートが実施されるわけですが、アンケートの内容に関してはこれまでも実施してきたもので、今年度バージョンに関しても内容は妥当だという確認をいたしました。現段階では計画ですので、以上3点の確認をもって、区のセキュリティ対策の計画内容は妥当であるということ、部会で確認いたしました。私からの御報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは御質問、御意見を併せてお伺いしたいと思います。御発言がありましたらどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>このアンケートは、平成28年度住基ネット職員アンケート(案)とあります</p>

	<p>が、「回答者氏名(無記名可)」ということで、少し曖昧な形になるのかなど。今、おっしゃったように、「いいえ」の回答がしやすいようにというのも理解できます。ただ、せめて役職ぐらいは必要ではないかと思うのですが、その点についてお聞かせいただけますか。</p>
部会長	<p>基本的に役職に関してはもともと1名しかおりませんので、課室名が分かっていますと、名前を書くのとほぼ等しくなるところがあります。あと、これは何か違反を見つけてその人を叱るためというよりは、現状を把握するということで用意していただいています。今年が初めてになる例として、44ページの設問を見ていただければと思います。54番や55番の設問を用意してあるのを御確認ください。例えば54番は、普段「困っていること」はないですか、55番は、ある意味、ここで全部アンケートを取っているのですけれども、「セキュリティ面で危ないと感じたことはありますか。自分自身のことでも、他の職員のことでもかまいません」と書いています。これがほぼ全員空欄の状態になったら、むしろまずいと思っています。これまでの間、ここは意外と積極的に御記入いただけております。逆に54番、55番の回答を使って、翌年度の改善、ルールそのものの改善、教育の改善などに役立っているのです。委員の御懸念はあるかと思いますが、今のところ、その部分は空文化してないのではないかと感じている次第です。</p>
会長	<p>それ以外に事務局から、何か補足説明はありますか。よろしいですか。</p>
区民課長	<p>ありません。</p>
委員	<p>アンケート案の話題になったので、私も申し上げます。私は逆に「回答者氏名(無記名可)」という欄自体、ないほうがいいのではないかと感じてしまうのです。例えば34ページだと「情報政策管理担当用、職員数4名」と書いてあります。そうすると、ほかの人たちは名前を書いているけれども、自分だけ無記名で職場でこの辺が不安ということを書こうと思っても、結局個人が特定されてしまうのではないかと感じて書けないのではないかとあるところがあるのではないのでしょうか。実際にこの氏名欄自体も消してしまうというのは、いかがなものでしょうか。</p>
会長	<p>このアンケート案は事務局が作ったのですね。</p>
区民課長	<p>はい、事務局で作りました。確かにアンケート欄に回答者氏名を書かせるのはどうかということは、真っ先に考えました。ただ無記名でも可ということで、結果的に誰かと分かっても、それを内部で公表するわけではありません。データとして公表するわけですから。アンケートの内容によっては係長級とか、確かにそういう分けはしておりますが、今回はこのような形を取らせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>こういうアンケートを伺っているということは、大変いいことだと思います。ちなみに毎年、「いいえ」と回答される数はどれぐらいあるのでしょうか。</p>
区民課長	<p>昨年度のアンケートの結果ですが、一応90%適正率ということでこちらでは考えています。その90%以下の設問が、昨年度は6問といいますか、4種類ありますので結果として6つ、90%未満の回答がありました。具体的な設問の内容は2つです。</p>

委員	<p>分かりました。一応アンケートとしては機能していると受け取りました。資料 4-5 の報告 (2) で、「住基ネットの障害報告について」というのがありますね。今のお話の中ではこの部分が触れられてなかったと思うのですが、これは何が起きたのでしょうか。</p>
区民課長	<p>住基ネットの障害については、従前から運用監視委員会に報告として挙げております。今回、それが部会に移りましたので、その部会の内容を報告させていただいているわけです。</p> <p>障害の原因は、端末の住基ネットを使った住民情報の送信について、エラーメッセージが出たのです。そのエラーの原因は何かということで J-LIS のほうに調査してもらいました。調査に当たっては J-LIS から、CS のログを取ってくれということで、ログを採取しました。ログを採取したのは区民課の職員です。その採取に当たって、必要のないファイルをうっかり消してしまったということが生じて、翌日の朝、住基端末がストップしてしまったということが発生したのです。時間的には 8 時 20 分から 9 時 55 分の間で、区民課のミスであったことが発覚しました。今後は安易に移動処理と言いますか、消してしまっただけからそれを持って来るのではなくてコピー&ペーストにするとか、余計なデータをいじらない、消したりしないということで、再教育をしたという案件です。このようなことは報告することになっておりますので、部会のほうに報告させていただきました。</p>
委員	<p>個人情報保護審議会では報告されてなかったものだと思うのです。個人情報の観点では、ちょっと違うのですが、こういったケアレスミスで大きな障害が起きるのは、脅威レベル 1 となっていますけれども、1 時間半システムが全部使えないというのは大変重要なことなので、物理的にそういったものを削除できないような、もし何かそういう取組ができれば取れるようにということを、一言だけ言わせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。ないようですので、本件は諮問どおり承認するというにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいま審議いただいた諮問事項について答申案を事務局からお配りいただけますか。内容を御確認ください。</p>
	(答申案配付)
会長	お配りしましたが、それでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。それでは、情報・法務担当部長にお渡しします。
	(答申案手渡し)
会長	事務局から何かありますか。
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程です。資料送付書にも記載しておりますが、平成 28 年 12 月 22 日木曜日、午後 2 時からを予定しております。場所は本日と同じ中棟 6 階の第 4 会議室の予定です。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>以上で平成 28 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。本日は御協力ありがとうございました。</p>

諮問第 26 号	軽自動車税に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 27 号	自動車臨時運行許可に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 28 号	区税証明に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 29 号	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 30 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 31 号	特別区民税・都民税滞納処分（特別徴収）に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 32 号	施設措置補助システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 14 号	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 33 号	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 34 号	子育て支援団体・ボランティア管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 15 号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 16 号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について（追加）	報告了承
諮問第 35 号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加等について	決 定
諮問第 16 号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決 定
諮問第 17 号	住民基本台帳ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検	決 定